

鹿 児 島 県 公 報

平成26年12月9日（火）第3067号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則	規 則	
○農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則（※）		（農業経済課取扱い） 1
告 示	示	
○保安林の指定の解除		（森づくり推進課取扱い） 2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定		（障害福祉課取扱い） 2
○公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可		（漁港漁場課取扱い） 2
○道路の区域の変更		（道路維持課取扱い） 4
○道路の供用の開始		（道路維持課取扱い） 5
○都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧		（都市計画課取扱い） 5
○都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（2件）		（都市計画課取扱い） 5
○都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧（2件）		（都市計画課取扱い） 6
○都市計画汚物処理場の変更に係る図書の写しの縦覧		（都市計画課取扱い） 6
○都市計画と畜場の変更に係る図書の写しの縦覧		（都市計画課取扱い） 7
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止		（南薩地域振興局取扱い） 7
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（2件）		（南薩地域振興局取扱い） 7 （始良・伊佐地域振興局取扱い） 7
公 告	告	
○農用地利用配分計画の認可の申請に関する公告		（農村振興課取扱い） 8
○開発行為に関する工事の完了公告		（建築課取扱い） 9
○落札者等の公告		（県民健康プラザ鹿屋医療センター取扱い） 9
公 安 委 員 会 告 示		
○遊技機の型式の検定の告示		（生活環境課取扱い） 9

規 則

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第48号

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

農業協同組合法施行細則（平成19年鹿児島県規則第46号）の一部を次のように改正する。

第9条中「第18条第3項各号」を「第18条第4項各号」に改める。

第14条第10項中「第64条第6項（」の次に「同法」を加え、同条第13項を削り、同条第14項中「別記第17号様式の11」を「別記第17号様式の10」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「別記第17号様式の12」を「別記第17号様式の11」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「別記第17号様式の13」を「別記第17号様式の12」に改め、同項を同条第15項とし、

同条第17項中「別記第17号様式の14」を「別記第17号様式の13」に改め、同項を同条第16項とし、同条第18項を同条第17項とする。

別記第17号様式の10を削り、別記第17号様式の11を別記第17号様式の10とし、別記第17号様式の12から別記第17号様式の14までを1様式ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第1124号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成26年12月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 解除に係る保安林の所在場所

薩摩郡さつま町神子字打込3984番8，3985番3・3985番16・3985番18（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1125号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成26年12月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		指定年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
マルノ薬局南林寺店	鹿児島市南林寺町2番1号	平成26年12月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第1126号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成26年12月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 しゅん功認可年月日

平成26年11月28日

2 しゅん功認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名

南大隅町

肝属郡南大隅町根占川北226番地

南大隅町長 森田俊彦

3 埋立区域

(1) 位置

肝属郡南大隅町大字佐多郡字越路84番地先の既存埋立用地（平成3年7月1日付け指令漁港第247号によりしゅん功）に接し、同字84番から同大字字中島81番3に至る間の土地に接する県道護岸敷並びに県道護岸に接する国有海浜地の地先公有水面

(2) 区域

次の点1の地点から点72の地点までを順次に結んだ線及び点1の地点と点72の地点を結んだ線により囲まれた区域

点1 間泊漁港基準点2（北緯31度02分13.542秒，東経130度42分58.312秒）から304度59分36秒121.22メートルの地点

点2 点1から297度29分09秒12.97メートルの地点

点3 点2から27度41分09秒1.03メートルの地点

点4 点3から297度48分48秒4.04メートルの地点

点5 点4から207度49分17秒1.02メートルの地点

点6 点5から297度47分50秒13.06メートルの地点

点7 点6から252度32分43秒12.98メートルの地点

点8 点7から341度40分12秒1.04メートルの地点

点9 点8から252度24分14秒4.04メートルの地点

点10 点9から162度48分24秒1.02メートルの地点

点11 点10から252度46分07秒23.12メートルの地点

点12 点11から207度43分09秒13.03メートルの地点

点13 点12から297度38分54秒0.99メートルの地点

点14 点13から207度42分09秒4.01メートルの地点

点15 点14から119度19分01秒1.00メートルの地点

点16 点15から207度39分41秒36.06メートルの地点

点17 点16から297度11分12秒0.99メートルの地点

点18 点17から207度38分48秒4.03メートルの地点

点19 点18から117度22分16秒0.99メートルの地点

点20 点19から207度54分25秒13.06メートルの地点

点21 点20から297度41分42秒37.01メートルの地点

点22 点21から207度51分25秒20.19メートルの地点

点23 点22から297度43分53秒75.40メートルの地点

点24 点23から57度02分24秒10.25メートルの地点

点25 点24から45度26分24秒10.50メートルの地点

点26 点25から38度40分58秒10.19メートルの地点

点27 点26から37度34分56秒10.15メートルの地点

点28 点27から37度06分45秒6.71メートルの地点

点29 点28から71度19分28秒4.67メートルの地点

点30 点29から39度37分44秒6.19メートルの地点

点31 点30から76度37分00秒6.00メートルの地点

点32 点31から63度22分24秒5.83メートルの地点

点33 点32から67度14分56秒7.99メートルの地点

点34 点33から87度52分42秒6.21メートルの地点

点35 点34から82度16分09秒5.26メートルの地点

点36 点35から73度57分04秒4.86メートルの地点

点37 点36から71度06分22秒5.80メートルの地点

点38 点37から69度55分43秒4.60メートルの地点

点39 点38から69度16分20秒5.35メートルの地点

点40 点39から69度54分09秒4.71メートルの地点

点41 点40から85度48分51秒8.47メートルの地点

点42 点41から48度53分31秒2.49メートルの地点

点43 点42から64度59分08秒6.94メートルの地点

点44 点43から337度49分42秒2.18メートルの地点

点45 点44から65度43分18秒10.85メートルの地点

点46 点45から87度04分19秒4.31メートルの地点

- 点47 点46から82度27分54秒17.32メートルの地点
- 点48 点47から61度11分57秒4.80メートルの地点
- 点49 点48から85度54分42秒3.13メートルの地点
- 点50 点49から97度58分25秒12.85メートルの地点
- 点51 点50から108度01分49秒17.60メートルの地点
- 点52 点51から205度14分10秒2.97メートルの地点
- 点53 点52から198度21分46秒6.27メートルの地点
- 点54 点53から175度21分13秒3.41メートルの地点
- 点55 点54から126度16分08秒9.67メートルの地点
- 点56 点55から94度40分59秒2.60メートルの地点
- 点57 点56から169度23分02秒2.88メートルの地点
- 点58 点57から120度30分03秒1.57メートルの地点
- 点59 点58から65度10分02秒2.29メートルの地点
- 点60 点59から27度44分07秒3.00メートルの地点
- 点61 点60から43度50分19秒3.00メートルの地点
- 点62 点61から347度18分53秒2.50メートルの地点
- 点63 点62から324度13分40秒5.56メートルの地点
- 点64 点63から340度59分00秒4.17メートルの地点
- 点65 点64から67度53分27秒8.99メートルの地点
- 点66 点65から53度00分48秒11.99メートルの地点
- 点67 点66から359度16分23秒2.13メートルの地点
- 点68 点67から58度08分39秒3.49メートルの地点
- 点69 点68から93度41分15秒6.08メートルの地点
- 点70 点69から130度11分37秒5.43メートルの地点
- 点71 点70から125度16分04秒10.56メートルの地点
- 点72 点71から212度47分11秒0.81メートルの地点

(3) 面積

11,456.20平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地及び漁村再開発施設用地

5 埋立免許年月日及び番号

平成19年 7 月10日

指令漁港第185号

6 公有水面埋立法第22条第 3 項の規定により関係図書を閲覧に供する市町村

南大隅町

鹿児島県告示第1127号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，平成26年12月 9 日から 2 週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年12月 9 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	269号	鹿屋市東原町2860番3地先から2855番1地先まで	前	19.0～26.2	100.0
			後	19.0～31.2	100.0
県道	高隈串良線	鹿屋市串良町細山田字山之上5695番1地先から同市串	前	8.7～11.6	260.0
			後	9.4～28.9	260.0

		良町細山田字十三塚5532番 1地先まで			
鹿屋環状線		鹿屋市笠之原町2021番1地 先から1921番1地先まで	前	3.7～13.0	329.1
			後	8.8～54.2	334.9
			後	12.7～68.1	403.0
鹿屋申良イン ター線		鹿屋市笠之原町1921番1地 先から同市東原町2847番1 地先まで	前	4.2～37.5	2,460.8
			後	8.6～109.0	2,431.5
鹿屋申良イン ター線		鹿屋市東原町3312番1地先 から同市串良町細山田字十 三塚5520番1地先まで 鹿屋市東原町2860番8地先 から同市串良町細山田字十 三塚5520番1地先まで	前	8.0～49.0	3,845.2
			後	10.0～179.0	4,046.7

鹿児島県告示第1128号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成26年12月9日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年12月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路 の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日
国道	269号	鹿屋市東原町2860番3地先から2855番1地先まで	平成26年 12月9日
県道	高隈申良線	鹿屋市串良町細山田字山之上5695番1地先から同市串良町細山田字十三塚5532番1地先まで	
	鹿屋環状線	鹿屋市笠之原町1921番1地先から同市東原町2847番1地先まで	
	鹿屋申良インター線	鹿屋市東原町2860番8地先から同市串良町細山田字十三塚5520番1地先まで	

鹿児島県告示第1129号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により肝付町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年12月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類
肝付都市計画用途地域
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第1130号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により肝付町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年12月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 肝付都市計画道路
 - (2) 名称 3・4・9号平田通線
3・5・2号上之原通線
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第1131号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により肝付町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年12月 9 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 高山都市計画道路
 - (2) 名称 3・5・2号高山駅通線
3・6・10号十文字馬場線
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第1132号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により肝付町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年12月 9 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 肝付都市計画公園
 - (2) 名称 2・2・1号福留公園
3・3・2号丸岡公園
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第1133号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により肝付町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年12月 9 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 高山都市計画公園
 - (2) 名称 3・3・1号城山公園
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第1134号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により肝付町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年12月 9 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 肝付都市計画汚物処理場
 - (2) 名称 1号肝付東部衛生処理場
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第1135号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により肝付町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年12月 9 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 肝付都市計画と畜場
 - (2) 名称 1号高山と畜場
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

南薩地域振興局告示第21号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成26年12月 9 日

南薩地域振興局長 西井上誠

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
就労支援事業所 ボヌール	南さつま市金峰 町浦之名1430番 地	社会福祉法人博 楽福祉會	南さつま市金峰 町浦之名1430番 地	石堂 博司	平成26年 11月30日	就労継続 支援 A 型

南薩地域振興局告示第22号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成26年12月 9 日

南薩地域振興局長 西井上誠

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
障がい者支援セ ンターふう	南さつま市加世 田地頭所709番 地21	特定非営利活動 法人ふう	南さつま市加世 田地頭所709番 地21	畦元 健一	平成26年 12月 1 日	就労移行 支援

始良・伊佐地域振興局告示第32号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成26年12月 9 日

始良・伊佐地域振興局長 陶山修

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
霧島のどか園	霧島市霧島田口 2613番地212	社会福祉法人大 多福会	曾於市末吉町諏 訪方10231番地	福永 俊一	平成26年 11月20日	就労移行 支援・就 労継続支 援B型

公 告

農用地利用配分計画の認可の申請に関する公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があったので、当該農用地利用配分計画を平成26年12月9日から2週間、鹿児島県農政部農村振興課において縦覧に供する。

なお、当該農用地利用配分計画について、利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、鹿児島県知事に意見書を提出することができる。

平成26年12月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
中木原猛郎	南九州市穎娃町上別府 4669番地	南九州市穎娃町上別府字長割4518番4 外 8筆
クリンティかごしま株式会社	南九州市穎娃町上別府 1218番地1	南九州市穎娃町上別府字下木塚原6238番 外11筆
有限会社尾曲商店	南九州市穎娃町上別府 2838番地3	南九州市穎娃町上別府字荒木3700番1 外 7筆
川畑秀一	南九州市穎娃町上別府 1654番地4	南九州市穎娃町牧之内字元屋敷10959番1 外6筆
飯伏幸蔵	南九州市穎娃町上別府 464番地	南九州市穎娃町御領字向玉井10884番1 外6筆
飯伏正仁	南九州市穎娃町上別府 384番地3	南九州市穎娃町御領字向玉井10934番3 外7筆
西新悟	南九州市穎娃町上別府 4548番地14	南九州市穎娃町別府字旧庄屋地北2431番1 外4筆
農事組合法人一文	南九州市穎娃町上別府 5660番地	南九州市穎娃町別府字堂野尾10994番2 外4筆
下窪一輝	南九州市穎娃町牧之内 14529番地2	南九州市穎娃町郡字陳ノ山5460番1 外 7筆
瀬川高広	南九州市穎娃町郡6681 番地2	南九州市穎娃町郡字梨木迫5870番1 外 3筆
株式会社南九やさいの王国	南九州市穎娃町郡4990 番地1	南九州市穎娃町郡字落ヶ迫平4362番 外 14筆
田原久恒	南九州市穎娃町牧之内 11613番地	南九州市穎娃町牧之内字二重堀12169番 外5筆
農事組合法人ひとつき	薩摩郡さつま町虎居 7827番地	薩摩郡さつま町虎居字栗畑7459番 外 56筆
向江鉄也	熊毛郡南種子町荃永	熊毛郡南種子町中之下字三反田2294番 外

	3464番地	8筆
柴将規	熊毛郡南種子町島間 4669番地1	熊毛郡南種子町島間字石田ヶ中野4753番 外2筆

- 2 申請年月日
平成26年11月4日

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年12月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
（1工区）

西之表市西之表字上ノ河16064番4の一部、16065番1の一部、16067番の一部、16067番1の一部、16068番の一部、16069番の一部、16070番、16071番1、16071番2、16072番、16073番、16074番の一部、16075番の一部、16078番6の一部、16078番7の一部、16078番8の一部、16078番9の一部、16078番10の一部、16078番21の一部、16078番39の一部、16078番40の一部、16078番41の一部、16078番42の一部、16078番43の一部、16078番44の一部、16078番52の一部、16095番、16096番、16097番、16098番、16099番及び16099番2

- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
鹿児島市南栄五丁目10番9号
株式会社西川グループ本社
代表取締役 西川明寛

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成26年12月9日

県民健康プラザ鹿屋医療センター院長 日高史郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
生化学自動分析装置システム 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
県民健康プラザ鹿屋医療センター経営課
鹿屋市札元一丁目8番8号
- 3 落札者を決定した日
平成26年10月28日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社朝日サイエンス鹿児島営業所
鹿児島市田上三丁目4番19号
- 5 落札金額
41,688,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成26年9月12日

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第130号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和

60年国家公安委員会規則第4号)第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成26年12月9日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRどっキューンリゾートSRD	タイヨーエレック株式会社	4P0857
ぱちんこ遊技機	CR龍が如く見参!天照祇園編EWG	タイヨーエレック株式会社	4P1011
ぱちんこ遊技機	CRエヴァンゲリヲン9F	株式会社ビスティ	4P0903
ぱちんこ遊技機	CRエヴァンゲリヲン9Y	株式会社ビスティ	4P1025
ぱちんこ遊技機	CRフィーバー機動戦士ガンダム2GX	株式会社三共	4P0944
ぱちんこ遊技機	CRフィーバー倅田來未IVYR	株式会社三共	4P0988
ぱちんこ遊技機	CR怪物くん デーモンの剣H1	奥村遊機株式会社	4P0969
ぱちんこ遊技機	CR GOD AND DEATH 199L	豊丸産業株式会社	4P1031
ぱちんこ遊技機	CRぱちんこよしもとタウンB3	京楽産業. 株式会社	4P1038
ぱちんこ遊技機	CRぱちんこよしもとタウンB4	京楽産業. 株式会社	4P1060
回胴式遊技機	戦国コレクション2KS	KPE株式会社	4S0897
回胴式遊技機	パチスロベルセルクス	株式会社七匠	4S0918
回胴式遊技機	スーパーラクラクビスカスNA	株式会社パイオニア	4S0930